

## 議事要旨(2) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭、新井副委員長(専門委員長)より、審議事項(2)-1に基づいて、2011年5月にIASBより公表されたIFRS第10号について、特別目的会社専門委員会においては日本基準との異同点や仮にIFRSの考え方を導入した場合の影響について検討を行っている旨の説明がなされ、吉岡研究員より、審議事項(2)-1及び(2)-2に基づいて、IFRS第10号の支配概念、議決権の過半を有する場合の取扱い、議決権が過半に満たない場合の取扱い及び事実上の代理人の取扱いについて日本基準との比較を含めた具体的な説明が行われた。

委員などからの主な発言内容は以下のとおりである。

ある委員より、議決権が過半に満たない場合の適用例について専門委員会ではどのような議論がなされたのか、との質問があった。これに対して、事務局より、適用例をそのまま実務に適用することは難しく、監査においても判断が難しいのではないかといった意見が聞かれた旨、また他の株主の保有割合や分散状況に基づいて支配の有無を判断するという点についても、例えば、信託銀行所有分では自己勘定と合同運用、単独運用等が混在しており、判断が難しいのではないかといった意見が聞かれた旨の回答があった。

あるオブザーバーより、米国基準における持分法の取扱いはIFRSにおける取扱いと相違点があるのか、との質問があった。これに対して、事務局より、当初FASBにおいて持分法の適用範囲を一定の場合に限定する方向での議論がなされていたが、結果としてそのような変更はなされず、持分法の適用範囲については現行を維持する方向である旨の回答があった。

あるオブザーバーより、IFRSにおける投資会社の取扱いに関する検討の方向性と日本基準におけるベンチャーキャピタルの取扱いとの相違点についての質問があった。これに対して、事務局より、今後IASBより投資会社について公開草案が公表される予定で、内容としては投資会社自身の会計処理としては現行の米国基準の内容と同様なものとなる方向である旨と、IFRS第10号及びIAS第27号にはベンチャーキャピタルが出資しているがゆえに連結を除外するといった規定は盛り込まれておらず、その点においてIFRSと日本基準とは違いがある旨の回答があった。

ある委員より、他の株主の保有割合や分散状況に基づき、支配の有無が決定される点が要求されている点について、米国における検討過程において運用可能性の面から懸念が示されているが、その懸念は一般的に認識されているものかとの質問があった。これに対

して、事務局より、ED10 に対するコメントレターや FASB の円卓会議において示された懸念でもあり、一般的に議論されている内容である旨の回答があった。

以 上